

花巻市公共施設予約サービス提供業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

花巻市

1 趣旨・目的

本市では、平成 22 年 3 月から公共施設予約システム「はなまきナビ！」を運用し、市内の生涯学習施設やスポーツ施設など 72 施設について、オンラインで施設の空き状況の確認および予約ができるようにしているが、施設の使用許可申請書の提出や使用許可証の発行は紙ベースで行う必要がある。

また、はなまきナビ！には抽選機能がないほか、施設の空き状況を確認する場合に施設内の複数の部屋を同時に確認することができないなど、施設利用者や管理者にとって使いにくいシステムとなっている。

このような現状を踏まえ、システムの初回利用登録のオンライン化、施設の利用申請書・使用許可証の発行のオンライン化、抽選申し込み・抽選結果通知のオンライン化、使用料金支払いのオンライン化などに対応できる新たな公共施設予約システムを導入し、市民サービスの向上や職員の負担軽減を図るものである。

この新たな公共施設予約システムによるサービスの提供業務について、最も適した契約候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

花巻市公共施設予約サービス提供業務

(2) 業務内容

本要領及び別紙「花巻市公共施設予約サービス提供業務仕様書」に記載のとおり。

(3) 業務の期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで〔26 カ月〕

(ただし、契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日までは導入準備期間とする。)

(4) 提案上限額

22,682,000 円（税込）

本業務に関する費用の上限額は上記のとおりとする。また、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

なお、本業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定する。また、本業務契約後の実際の業務内容や進め方については、随時、発注者と契約者との協議し決定するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。本業務は、設計共同体の参加を認める業務であり、その取扱いについては、以下のとおりとする。なお、構成員は、ほかの設計共同体の構成員及び単体の資格者として本業務に重複して参加することはできないこととする。構成員は、設計共同体の運営形態を明確にするため、設計共同体協定書（任意様式による）を相互に締結するものとする。

4-1 単体企業で参加の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度花巻市物品購入等指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「情報処理」または「ソフトウェア開発」に登録している者または同等の資格を有する者であること。
- (3) 公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の申し立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者もしくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する高清算手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 参加資格確認申請書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
- (8) 仕様書に記載する要件を満たす運用管理者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (9) 企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC 27001）
 - ②個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク
 - ③クラウドセキュリティマネジメントシステム：(ISO/IEC 27017)
- (10) 本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）を利用することから、別紙 2「モデル仕様書（公共施設等予約システム）」の必須要件を全て満たす提案が可能なこと。
- (11) 市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。

4－2 設計共同体で参加の場合

- (1) 全ての構成員が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 全ての構成員が令和 7・8 年度花巻市物品購入等指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「情報処理」または「ソフトウェア開発」に登録している者または同等の資格を有する者であること。
- (3) 全ての構成員が公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札

参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (4) 全ての構成員が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の申し立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者もしくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 全ての構成員が事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 全ての構成員が参加資格確認申請書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 構成員のいずれかが過去 5 年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
- (8) 構成員のいずれかが仕様書に記載する要件を満たす運用管理者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (9) 構成員のいずれかが企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC 27001）
 - ②個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク
 - ③クラウドセキュリティマネジメントシステム：（ISO/IEC 27017）
- (10) 本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）を利用することから、別紙 2「モデル仕様書（公共施設予約システム）」の必須要件を全て満たす提案が可能なこと。
- (11) 全ての構成員が市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。
- (12) 前項までの全てを満たす 2 者以上で自主編成する設計共同体であること。
- (13) 構成員の分担業務が、設計共同体協定書において明らかであること。

5 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）～6 月 5 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 申込方法

以下に記載の必要書類各 1 部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参の場合は、市役所執務時間内（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に提出すること。

(3) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式１）

②会社概要（様式２）

③財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」を最新３年分）

④業務実績調書（様式３）

⑤業務実施体制（様式４）

※設計共同体で参加する場合は、代表者、構成員ともに上記書類を作成し提出するものとする。

（４）提出先

〒025-8601 岩手県花巻市花城町９番３０号

花巻市総合政策部広報情報課広報係

（５）結果通知

参加資格審査については、参加申し込みがあり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書に記載の連絡先に送付する。

６ 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

（１）受付期限

令和７年５月２９日（木）午後５時まで

（２）質疑方法

プロポーザル方式に係る質問書（様式５）に記入の上、電子メールにて送信すること。

（３）回答方法

令和７年６月３日（火）午後５時までに、受け付けた全ての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。

（４）受付先

花巻市総合政策部広報情報課広報係

E-Mail : kouhou@city.hanamaki.iwate.jp

７ 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

（１）提出期限

令和７年６月２３日（月）午後５時まで

（２）提出方法

以下に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参の場合は、市役所執務時間内（平日午前８時３０分から午後５時１５分まで）に提出すること。

なお、企画提案書は、正本版１部と副本１０部とし、企業名の記載、押印等は、正本版のみに行い、副本については別途通知する呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名及び記号等）の記述を行わないこと。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ A 4 判（補足資料等においては、必要に応じ折り込み A 3 判も可）
- ・ 両面印刷（40 ページ以内）
- ・ 下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること
 - ① 共通事項（業務実施方針・業務実施体制・業務実施工程）
 - ② システム概要
 - ③ データ移行
 - ④ 情報セキュリティ対策
 - ⑤ 運用・保守・職員研修
 - ⑥ 追加提案・アピールポイント

イ モデル仕様書（公共施設等予約システム）（別紙 2）

システム要件の対応可否を「○」または「×」で記入すること。なお、現時点では対応できていない場合、稼働までに対応可能な場合は「○」、別な手法等で対応できる場合は「△」とすること。詳しい実装状況・対応状況について補足する必要がある場合は、回答欄に記入すること。

ウ 見積書【様式自由、枚数自由】

- ・ 「本業務にかかる経費」をイニシャル経費とランニング経費に分けて明示すること。
- ・ システム導入後、令和 8 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までのシステム運用にかかるランニング経費も、「2（4）提案上限額」に含むものとする。

8 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

- ① 審査は、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により、提出された書類の審査並びに参加者へのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。審査における評価項目、評価内容及び配点は、別紙 3「審査項目・配点一覧」のとおりとする。
- ② 参加者が 4 者以上の場合は、2 段階で審査を行う。一次審査（機能要件等書類審査）では、別紙 3「審査項目・配点一覧」及び別に定める評価指標に基づき各委員が評価し、評価結果上位 3 者が二次審査（提案書・プレゼンテーション・提案価格）に進む。二次審査では、別紙 3「審査項目・配点一覧」に基づき各委員が評価し、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。なお、参加者が 3 者以内であっても一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。
- ③ 審査の結果、最低基準点（合計点の 6 割）である 120 点を超えた参加者のうち、得点が上位 1 位となった者を「契約候補者」、上位 2 位になった者を「次点者」として選定し、契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- ④ 期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- ⑤ 契約候補者等との契約手続に関する詳細日程は、別途通知する。

- ⑥選定委員会に関する事項は、「花巻市公共施設予約サービス提供業務プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- ⑦応募者が1者であっても、最低基準点（合計点の6割）である120点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ⑧審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

（1）日時

令和7年6月30日（月）（予定）

※詳細は参加資格結果通知書に記載する

（2）会場

花巻市役所3階 委員会室（予定）

（3）概要

①所要時間

- ・準備（10分）
- ・プレゼンテーション及びシステムデモンストレーション（40分）
- ・委員によるヒアリング（10分）
- ・片付け（5分）

②内容

提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施するとともに、実際に稼働を想定する環境にてシステムの機能性や操作性等についてデモンストレーションを実施するものとする。

③参加人数

業務に従事する者が説明するものとし、5人まで参加可能とする。なお、本業務に従事しない外部委託などの派遣社員による説明は認めないものとする。

④使用機器

会場に用意する大型モニタの使用を認める。

ただし、パソコン等の機器類は各自準備すること。

⑤その他

プレゼンテーションでは、提案書の要点等をまとめた別資料のモニタへの投影等は認めるが、資料配布は一切認めない。なお、提案者は別途通知する呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）の発言は行わないこと。

10 全体スケジュールと候補者選定までの事務手続等

（1）全体スケジュール

契約内容	内容	日時
	プロポーザル実施	令和7年5月中旬～7月上旬
	契約締結	令和7年7月中旬
令和7年度事業	公共施設予約システム構築	令和7年8月上旬～12月下旬

	データ移行	令和 7 年 11 月上旬
	運用テスト	令和 8 年 1 月上旬
	操作研修及びマニュアル作成	令和 8 年 1 月上旬
	システム運用開始	令和 8 年 2 月 1 日
	システム運用保守	令和 8 年 2 月～
令和 8 年度以降	オンライン決済対応開始	令和 8 年 4 月 1 日

(2) 候補者選定までの事務手順及びスケジュール

内容	日時
プロポーザル選定委員会の開催 (審査方針確認)	令和 7 年 5 月 21 日 (水)
公告・実施要領の配布	令和 7 年 5 月 21 日 (水)
参加申込の受付	令和 7 年 5 月 22 日 (木) ～ 6 月 5 日 (木)
参加資格審査期間	令和 7 年 5 月 22 日 (木) ～ 6 月 9 日 (月)
質疑受付期間	令和 7 年 5 月 22 日 (木) ～ 5 月 29 日 (木) 午後 5 時まで
質疑に対する市の回答期限	令和 7 年 6 月 3 日 (火)
プロポーザル選定委員会の開催 (一次審査)	※参加者が 4 者以上の場合 令和 7 年 6 月 11 日 (水)
一次審査結果通知	※参加者が 4 者以上の場合 令和 7 年 6 月 12 日 (木)
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 23 日 (月) 午後 5 時まで
審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 7 年 6 月 30 日 (月)
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の提出通知	令和 7 年 7 月 4 日 (金)
見積書及び積算内訳書の審査	令和 7 年 7 月 7 日 (月) ～ 7 月 11 日 (金)
契約締結	令和 7 年 7 月中旬

11 担当部署

花巻市総合政策部広報情報課広報係 担当：太田

〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9 番 30 号

電話番号：0198-41-3504 ファクス：0198-24-0259

E-Mail：kouhou@city.hanamaki.iwate.jp